

大田原市 人事行政の運営状況

部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

		職員数(人)		増減	主な増減理由
		R 2	R 3		
一般行政部門	議会	6	6		
	総務	128	137	9	①
	税務	38	37	▲ 1	②
	民生	102	97	▲ 5	③
	衛生	38	38		
	労働	2	2		
	農林水産	34	35	1	④
	商工	9	8	▲ 1	⑤
	土木	53	49	▲ 4	⑥
	小計	410	409	▲ 1	
特別行政部門	教育	96	90	▲ 6	③・⑦
	小計	96	90	▲ 6	
公営企業等 会計部門	水道	10	9	▲ 1	⑥
	下水道	13	13		
	その他	39	38	▲ 1	⑧
	小計	62	60	▲ 2	
合計		568	559	▲ 9	

問 総務課 本 6階 TEL (23) 8702

職員の任用状況 (令和3年4月1日現在)

- ・競争試験による採用者数 8人
- ・その他 1人

職員の退職状況 (令和2年度中)

- ・定年退職 10人
- ・普通退職 5人
- ・応募認定退職 3人
- 計 18人

主な増減理由

- ① 育児休業等職員の増加
- ② 固定資産税業務の見直し
- ③ 退職職員の不補充
- ④ 農政関連業務の充実
- ⑤ 商業振興関連業務の見直し
- ⑥ 課の統廃合
- ⑦ 施設管理業務の見直し
- ⑧ 欠員の不補充

(注) 職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除く。

定員適正化計画の概要および進捗状況

● 計画期間…令和3年度から令和7年度までの5年間

● 基本方針の概要

- ① 基準年度の令和2年4月1日現在の職員数568人を、令和7年4月1日現在で543人とし、25人(4.4%)の純減とします。
- ② 職員定数の削減は、退職者の不補充や、市政の課題や市民ニーズに適切に対応するための柔軟な人材配置を行いつつ、計画的な職員採用により行います。
- ③ 職員定数削減と市民サービス向上の両立を図るため、民間委託の推進、指定管理者制度による市施設の管理運営など、民間事業者を活用した取り組みを積極的に行います。

● 進捗状況の概要

	期日	R3.4.1
職員数(人)	計画(A)	560
	実績(B)	559
計画と実績の差(B)-(A)		▲ 1

※実績職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除く。

人事評価の実施状況

本市では、公平な評価によって職員の能力開発と業務改善を促し、公務効率の向上および組織の活性化を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

- 能力評価…職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価しています。
- 業績評価…職員があらかじめ設定した業務目標の達成度またはその他設定目標以外の取り組みにより、その業務上の業績を客観的に評価しています。
- 被評価者の範囲…人事評価の対象となる職員は、評価期間に在職する一般職の職員としています。
- 評価期間…毎年4月1日～9月30日を上期とし、10月1日～翌年の3月31日を下期としています。
- 人事評価の結果の活用…人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和2年1月1日)	歳出額(千円)	人件費(千円)	人件費率	平成30年度の人件費率
令和元年度	70,896人	32,264,258	4,971,528	15.4%	14.3%

職員の給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費(千円)				1人当たり給与費(B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和元年度	510人	1,959,399	410,714	823,247	3,193,360	6,261千円

※一般行政部門と教育部門の一般職の給与費の決算額です。職員手当には退職手当を含みません。

職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大田原市	310,700円	371,317円	40.3歳	304,200円	340,250円	51.3歳
国	327,564円		43.2歳	287,283円		50.9歳

※「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

職員の初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	大田原市(国)
一般行政職	大学卒 182,200円 (182,200円)
	高校卒 150,600円 (150,600円)

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	経験年数	10年	20年	25年	30年
		一般行政職	大学卒 259,000円	351,150円	380,375円
	高校卒	—	300,600円	359,567円	380,450円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

一般行政職の級別職員数の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	部長など	課長など	課長など・総括主幹など	主幹・副主幹	係長・主査	主査	主任主事など	主事など
職員数(人)	13	27	26	57	63	132	39	42
構成比(%)	3.3	6.8	6.5	14.3	15.8	33.1	9.8	10.5

主な職員手当の状況(1)

(令和2年4月1日現在)

区分	内 容
扶養手当	①配偶者：6,500円 ②子：10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子についての加算：5,000円 ③父母など：6,500円 ※行政職給料表8級の者にあつては、 ①および③の支給額は3,500円
住居手当	賃貸住宅 ①家賃が27,000円以下の場合 家賃の月額から16,000円を控除した額 ②家賃が27,000円を超える場合 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 ※支給限度額：28,000円
地域手当	支給率 6% ※国の制度(支給率)6%

主な職員手当の状況(2)

単位：月分

区分	内 容	6月期		12月期		計
		期末手当	1.300	1.250	2.55	
勤労手当(令和2年度)	勤労手当	0.950	0.950	1.90	(職務上の段階、職務の級等による加算措置有)	
退職手当(令和2年度)	支給率	自己都合	応募認定・定年	その他の加算措置		
	勤続20年	19.670	24.587	・応募認定退職 2~45%加算		
	勤続25年	28.040	33.271	・一人あたりの平均支給額 自己都合：2,430千円		
	勤続35年	39.758	47.709	応募認定・定年：20,020千円		
	最高限度額	47.709	47.709			

※退職手当の支給割合は、紙面の都合上四捨五入しているものがあります。

※退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

特別職の報酬などの状況

区分	給料・報酬月額 (令和2年4月1日現在)	期末手当 (令和2年度支給割合)		区分	給料・報酬月額 (令和2年4月1日現在)	期末手当 (令和2年度支給割合)	
		6月期	12月期			6月期	12月期
市長	776,000円	1.675月分		議長	500,000円	1.700月分	
副市長	608,000円	1.625月分		副議長	435,000円	1.650月分	
		計	3.300月分	議員	406,000円	計	3.350月分

※市長および副市長の給料は、20%減額後の金額です。

年次有給休暇取得の状況

(令和2年度)

・平均取得日数 14.1日 ・取得率 70.5%
※育児休業取得者を除きます。

育児休業および介護休暇取得者数

(令和2年度)

・育児休業取得者 16人 ・介護休暇取得者 0人

営利企業等従事の状況

(令和2年度)

・承認件数…151件 ・従事内容…農林業：20件、
国勢調査：105件、その他：26件

公務災害補償の実施状況

(令和2年度)

・認定件数 2件

分限処分および懲戒処分の状況

(令和2年度)

●分限処分者

区分	処分者数(人)	区分	処分者数(人)
降任	0	休職	3
免職	0	降級	0
		合計	3

※分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障などのため職員が十分職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

●懲戒処分者

区分	処分者数(人)	区分	処分者数(人)
戒告	0	停職	0
減給	0	免職	0
		合計	0

※懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問ひ、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

職員研修の実施状況

(令和2年度)

研修区分	実施件数(件)	参加人数(人)
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	6	74
栃木県市町村振興協会が実施する研修	22	54
大田原市が実施する研修	6	499
派遣研修(栃木県、茨城県大子町など)	2	3
合計	36	630

職員の健康管理の状況

(令和2年度)

- 定期健康診断など
実施回数 6回 / 受診者数 194人
- 人間ドックなど
受診者数 358人
- その他の健診など
B型肝炎抗原・抗体検査 11人
歯科健診 112人

不利益処分に関する不服申し立て、職員からの苦情、勤務条件に関する措置の要求の状況

不利益処分に関する不服申し立て、職員からの苦情、勤務条件に関する措置の要求について、いずれも係属事案はありませんでした。

職員の福利厚生(大田原市職員互助会)の状況

【令和2年度決算額】

- 概要…大田原市職員互助会は地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため組織されたもので、職員などの掛金と大田原市などの交付金をもとに次のような事業を実施しています。
- 会員数…582人
※令和3年4月1日現在。
※会員数には公益的法人などの職員を含みます。

収入	科目	収入額(円)	支出	科目	支出額(円)
	会員掛金	4,505,064		給付事業費	2,819,440
	交付金	4,360,940		厚生事業費	13,258,995
	繰越金	3,334,049		研修費	189,847
	繰入金	0		事務局費	380,475
	雑収入	7,559,865		予備費	0
合計	19,759,918	合計	16,648,757		

- 会員の掛金のみで実施している事業…給付事業(慶弔金や見舞金の給付)、駐車場事業(職員の駐車場使用料の一部助成)、地域奉仕活動、芸術鑑賞等助成、生涯学習助成、ボウリング大会助成事業(中止)、リフレッシュ宿泊助成、災害ボランティア活動助成、退職者送別会実施事業(中止)
- 交付金のみで実施している事業…人間ドック利用等助成、インフルエンザ予防接種利用助成

職員の退職管理の状況

本市では、「地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号」までの規定に基づき、「大田原市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の退職管理の適正を確保するための措置に関し、必要な事項を定めています。

同法第38条の2第6項第6号に基づき、離職後に営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業などまたはこの子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように現職職員に要求・依頼することを禁止しています。

大田原市総合計画「おたわら国造りプラン」後期基本計画 パブリックコメントを募集

問政策推進課 本6階 TEL(23)8701

現在、市では総合計画「おたわら国造りプラン」後期基本計画の策定を進めています。総合計画とは、まちづくりの考え方を示した基本構想(10年間)、具体的な施策を示した基本計画(5年間)、事業の財源などを示した実施計画(2年間)から構成されます。

このうち、基本計画(後期5年間：令和4年度～令和8年度)の計画案の内容について、広く市民の皆さまからご意見(パブリックコメント)を募集します。

- 意見を提出できる方…次のいずれかに該当する方(個人、団体を問いません)
 - ・市内在住、在勤または在学中の方
 - ・市内に事務所や事業所を有する方
 - ・市に納税義務のある方
 - ・今回の計画案に利害関係のある方
- 計画案の閲覧方法(場所)…市ホームページ、政策推進課窓口、湯津上支所窓口、黒羽支所窓口
※窓口での閲覧受付は、平日午前8時30分～午後5時
- 閲覧・意見募集期間…8月2日(月)～31日(火)※当日消印有効
- 提出方法…所定の用紙または任意の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メールで提出または閲覧場所で直接提出してください。電話での受け付けはできません。
- 意見の取り扱い…提出いただいたご意見は、担当課で検討し、これに対する市の考え方を後日公表します。提出者に直接、個別の回答は行いません。また、公募結果の公表に当たり、提出者の個人情報は公表しません。募集の趣旨と直接関係のない意見などは、意見として取り扱いません。